

橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会の公開及び傍聴に関する要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会（以下「はぐくむ委員会」という。）の公開及び傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 会議はこれを公開する。ただし、次の各号に該当する事項を審議する場合は、はぐくむ委員会の会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 橋本市情報公開条例第 6 条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

(会議録の公表等)

第 3 条 会議の議事等を記録した会議録（以下「会議録」という。）は、会議の内容を記した要点筆記とする。

- 2 会議録は、委員長及び委員長の指名する出席委員 2 人が署名しなければならない。
- 3 会議録については、市ホームページで公表するものとする。

(傍聴の手続き)

第 4 条 はぐくむ委員会を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付名簿に記載し、指定された傍聴席に着席しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 5 条 傍聴人の定員は、10 名以内とする。ただし、委員長が必要と認めたときには、この限りでない。

(傍聴人の決定)

第 6 条 傍聴希望者が傍聴定数を超えた場合は、先着順により決定する。

(傍聴人が守るべき事項)

第 7 条 傍聴人は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴することとし、騒ぎ立てたり、審議内容に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、報道の任務にあたる者については、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 会場において、携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、審議を妨害する行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第 8 条 傍聴人が、この要領に違反していると認められる場合は、委員長は、これを制し、その制止に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 第 2 条の規定によりはぐくむ委員会の会議を非公開としたときは、委員長は傍聴人を退場させるものとする。

(委任)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、会議の公開及び傍聴に関し必要な事項は、委員長がはぐくむ委員会に諮って定める。

○橋本市情報公開条例からの抜粋

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 11 号

(開示しないことができる公文書)

第 6 条 実施機関は、公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令その他の定め(以下「法令等」という。)の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、健康、財産等を保護するため、開示することが公益上必要であると認められるもの

エ 公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。))の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名(開示することにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがあるものを除く。)

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情

報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 人の財産又は生活を、違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ [ア](#)又は[イ](#)に準ずる情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの

(3) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公共的団体(以下「国等」という。)の機関との間における審議、検討、調査研究等(以下[この号](#)において「審議等」という。)の意思形成過程に関する情報であって、開示することにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に支障が生ずると認められるもの

(4) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、立入検査、許可、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの

(5) 市の機関が国等の機関との間における協議、依頼、委任等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

(6) 開示することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(7) 開示しないことを条件として任意に個人又は法人等から市の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく開示することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

(8) 法令又は条例の規定により、開示することができないと認められる情報